

又ヤ一石産かりキを入る二にはつゝおります。その亦
 に施設を壊しつゝ整理し、自他隊で残キを入る計画
 にはつゝおります。又この残キを埋め込めとかあるいは
 現在の自他隊あるいはヤ一石産で完成してつゝいかど
 うかその計算をいたしつゝ、有利は判断をいたした
 と思ひます。そのとくにはまた二相報申しあげたいと思ひ
 ます。そのとくにはまた二相報申しあげたいと思ひ
 ます。

○謙長カリ信義君
以エズ實證を
終リテ下。

おはかりにします。
来するに必要書類をご用意してください。

鎌倉カード三号は有期であり

○義長（存川信業子）
「義長」と呼ぶ者あり
「義長」と認めず。子之義長を

(三番 杉本皆雄 君 女 席 子 芥子時子分)

福生町議会

Figure 10. Calligraphy of the artist's name, 'Wang Meng' (王蒙), in seal script.

○謙良(石川信業子) 日程が十謙良が八十四号、河道路線の廃止に力をつくす謙良といふこと。

○讓長
石川信義君
二上二番
川林暢吉君
本末と不同に引く譲の實處を行ないす。

三番の林場吉屋 本栗の所道路線の廃止にとりあつて、先

橋敏私
フカ一
マリ補實
助道向
三号領
の山王
橋三
子に
三多摩
谷の水
の山王
收

事ヲ鬼成ニシテ、
現狀ニシテ、
現狀ニシテ、

二の田の所道の松下に、
山王橋の配溝
の田地買収に、清水セキ
さん、好々交遊ありま

いふ所のかとうか
お同いしに
とて思ふ子下。

○讓長(石川信義君)
主木讓長(森田猛君)

主不課長、東京市町課長（森田猛君）自席からお答之つたし

子

「の廃道敷をするにしよう」といふ三多摩給水の用地
買収がスリースにしようといふに
なりおこしたのこの議案を
お願ひにゆりておこす。
東京府の方から正式に
「うなづいた」といふ議案は
ありませんが、前々ところ
にありまして、清水セキ
エんの用地買収もほぼ
了解に達したといふこと
を聞いております。一
つは、三多摩給水ス
リースに工事をする
と見えております。
また工事につくま
うは二月頃から工事
をはいめたいといふ
話も聞いております。
(「了解」といふ者あり)

○議長(石川信義君)以上で質疑を終ります。
おほかかりいたします。
議案ヤハ十四号は
原案どおり決するに
要議はこと呼ぶ者あり

○議長(石川信義君)二
要議はこと呼ぶ者あり
十四号は原案ど
おりの決いたします。



○議長(石川信義君) 日程ヤハ二議案ヤハ
十四号東京府の方
の増収おこし東京
府の方の増収おこし
組合規約の変更につ
く要議はこと呼ぶ者
あり

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
おほかかりいたします。
議案ヤハ十四号は
原案どおり決するに
要議はこと呼ぶ者
あり

○議長(石川信義君) 二
要議はこと呼ぶ者
あり

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
おほかかりいたします。
議案ヤハ十四号は
原案どおり決するに
要議はこと呼ぶ者
あり

○議長(石川信義君) 日程ヤハ二議案ヤハ
十四号東京府の方
の増収おこし東京
府の方の増収おこし
組合規約の変更につ
く要議はこと呼ぶ者
あり

○議長(石川信義君) 二、再議はひと認めます。よろしく議案をい
す。さきほど承知とおりの来りたに示した。

○議長(石川信義君) 日程第十一議案(石川信義君) 福生町議合
事務局設置条例の二部を改正する条例を議題とい
はします。

本議につくす。議案係長とて朗読いたしませす。

(須崎謙三係長朗読) 省略

(十番(石川信義君) 以上で朗読は終ります。十分)

本議につくす。提案理由の説明を述べます。十
七番(下沼有伸君)

(十七番(下沼有伸君) 登壇)

○十七番(下沼有伸君) 二、指針を二つに示した。提案理由の二
説明を用いあげます。

本議につくす。先般の全協におきまして、
に二つ解を願う。あるものと思ふ。二つに示す。が、
議会の活動が複雑多岐にわたるにいたるに、事務局
を整備することが必要で、本改正案もその見地から
提出した。本議につくす。

一併を用いあげます。係長の制度が現実にあつて
条例上にその設置の明文がなく、また補佐の関係
もはっきりとせず、給子等にまつて準決すべき条文
の必要もあろうとて、本議の提出となつた。本議につくす。

よろしくご審議をいたしたく、ご決あられんことを
お願いいたします。説明いたします。

本議につくす。本議の上は一月日から
施行したいとて、あつて、お願いたします。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終ります。

二ふより本票に於ける質疑とけいはいす。

(「要議は」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)以上で質疑を終ります。

おほかりにいたします。議決の十七号は原案どおり決するに要議ございませんか。

(「要議は」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)要議はと認めます。よろしく議

果の十七号は原案どおり決いたします。

○議長(石川信義君)日程の十四陳情十九号年米手当案に関

する陳情書を議題といたします。

本件につきご意見案がありまじうお願いいたします。

(「要議は」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)以上で意見を終ります。

おほかりにいたします。陳情十九号につきは関係



かとの協議のついでであります。その措置につきは理事者に一任したいと思ひますが、ご意見案はございませんか。

(「要議は」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)要議はと認めます。よろしく陳情

十九号につきは理事者に一任することに決定いたします。

○議長(石川信義君)日程の十五陳情十九号駐留軍労働者

の雇用規定改善案の根本的確認と離散後の援護措置の充実について、飯田法、東京府、駐留軍の離散後援護案、東京府、育成強化に関する陳情書を議題といたします。

事務局長より陳情書の朗読をいたします。

(島田謙公事務局長朗読)省略

○議長(石川信義君)朗読を終ります。

○謙夏(石川信義君)曰釋オナセ時定事件の継続調査に付
て謙頌といふに示す。

委員会の決定事件については、各席に委員会から統
統調査の要否が示されたので、お平々にご配付の決定
事件継続調査事項表のとおり、内合の継続調査
に付したと思います。二かにご要議ごうみせんか。
ご要議はしと呼ぶ者ありし

○議長（久川信義君）「軍事調査とすることに決定したので、

○議長（石川信義君）昭和四十四年最後の議会に際し、時に所長より発言を求められており、その中で二点を申し上げます。

石川常太郎君登壇

○町長(名川常太郎君)
貴軍は時間どづいまでつけめども、
昭和十四年の末にあたりますますおれを申しあげたこと

子
心
子
子
子

本定例に於て、手紙多岐のあり、海軍省と閣議との交渉を、提議するべくと、議決したるありかと云ふ事には。

手づから四十四年ほど
 世界、日本、所と下
 多難

世界一の情勢から参りてくるもの、ベトナム戦争の
 続あるいは中近東におけるユダヤ系レバノン人の戦争

あるいは経済面におけるフラン、ポンドの急激な暴落がある。これは日本におききま安定の問題が、ポンドの暴落は、

問題、問題、問題、あるいは手不造章筆跡異存る下
 三は問題が重なるありす。所におく子そむ
 可へくふに影響を及ぼす。とりや

[illegible]



閉会中の継続審査申出書

一、件 名 陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

二、付託年月日 昭和四十四年九月三十日（第三回福生町議会定例会）

本委員会において右事件審査中ですが、今会期中に審査を結了することが困難な
ので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので会議規則第六九条の規定に
より申し出ます。

昭和四十四年十二月八日

総務委員会

委員長 大 沼 秀 伍

福生町議会議長

石 川 信 殿